８高教福第１１１９号
令和８年１１月５日

高知県公立学校教員採用候補者　様

教職員・福利課長

こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認の実施について（通知）

学校等においてこどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守ることを目的とした「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）が、令和８年 12 月 25 日に施行されます。これに伴い、学校等でこどもと接する業務に従事する教職員に対し、性犯罪前科の有無を確認することが義務化され、犯罪事実確認が令和９年４月より開始されます。

犯罪事実確認は法で義務付けられており、法で定められた期限内に確認ができていない場合、こどもに接する業務に就くことができなくなります。必ず期限内に犯罪事実確認に必要な手続きを実施してください。

記

１　犯罪事実確認の概要

犯罪事実確認とは、学校等でこどもに接する現場で働く方について、事業者が性犯罪前科の有無を確認する仕組みです。

この確認は、こども家庭庁が事業者に交付する「犯罪事実確認書」により行われますが、犯罪事実確認書の交付の申請にあたっては、教職員採用候補者の皆さんが教職員として採用となった後、行う手続きがあります。

また、犯罪事実確認は、こまもろうシステム（以下「システム」という。）を使用して行うため、対象の教職員はシステムへの登録が必要です。

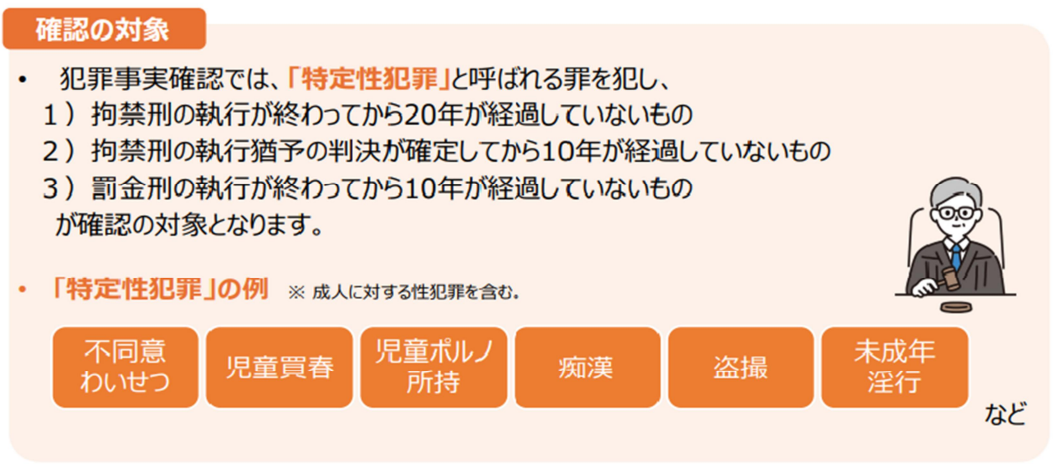
２　犯罪事実確認の期限

法施行日（令和８年 12 月 25 日）から３年以内（令和 11 年 12 月 24 日）

３　犯罪事実確認の対象従事者への通知について

犯罪事実確認の確認対象者は月ごとに割り振られており、対象月の４ヵ月前に学校長より通知がありますので、別紙及び「こまもろうシステム 従事者向けマニュアル」をご確認いただき、ご対応をお願いいたします。

４　確認の対象となる性犯罪



■参考
こども家庭庁　こども性暴力防止法

https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou

こまもろうシステム　従業者向けマニュアル

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/4cef2a90-9689-43d9-868d-ab445acdbce1/6f49120d/20260824_councils_koseibo-jumbi_4cef2a90_12.pdf